

東芝の職場を明るくする会 ホームページ 52万アクセス突破!

検索のキーワードは「東芝の職場」
ご支援ありがとうございます

[//www.kki.ne.jp/akaruku-tsb](http://www.kki.ne.jp/akaruku-tsb)

東芝は 問題者名簿 (差別名簿)
自己啓発の会 (秘密組織)

違法な労務管理あらためよ

「サービス残業なくせ」「残業なしでも生活できる賃金を」「不公正な成績査定を改善せよ」など、職場の切実な要求を実現する組合活動に取り組んできた人達にたいし、東芝は「会社の方針に合わない」という理由で「問題者名簿」に記録し「退職に追い込む」「孤立させる」「役職につけない」などの差別をしてきました。

労働委員会は、2001～2006年の間に3度にわたり「東芝は差別を是正せよ」という命令を出しました。しかし東芝は、労働組合法で決まっ



東芝深谷工場門前宣伝(5月)

ている労働委員会命令の履行義務を無視しています。

従業員に「法令順守、CSRの尊重」と言う前に、まず会社が労組法

を守り命令を履行すべきです。元公安警察官を雇い入れ従業員の私生活や組合活動を監視する秘密組織「東芝扇会=自己啓発の会」を育成・活用してきた労務管理をあらためるべきです。

(詳細は、ホームページを見てください。)

西田社長は 全面一括解決を決断せよ

東芝本社が作成したある年の秘密報告書には「問題者総数は494名」と記録され、役職者研修では「問題者対策」をテーマにした教育がおこなわれてきました。長い年月にわたる差別は、申立人だけの問題ではないのです。

7月2日の第3回調査・和解協議に先立って西田社長は「申立外の労働者を含む約100名の差別の全面一括解決」を決断すべきです。

皆様の大きなご支援を、お願いします。

東芝差別是正争議とは

- 1988年 労働運動を強める東芝の会を結成
労働組合の強化、要求実現、差別是正に取り組む
- 1995年 東芝の職場を明るくする会を結成
第1次申立人10名が神奈川県労委申立
全国12工場の45名・差別是正社長申し入れ
- 2001年 第1次申立人が地労委で勝利命令
- 2002年 青梅工場8名・差別是正本社申し入れ
- 2003年 第2次申立人9名が、神奈川県労委申立
東京・神奈川6工場30名・差別是正社長申し入れ
- 2004年 第1次申立人が、中労委で勝利命令
- 2005年 東芝争議支援共闘会議を結成
退職者58名・早期全面一括解決社長申し入れ
- 2006年 第2次申立人が、県労委で勝利命令
申立人と職場の仲間96名が解決要求書提出
- 2007年 3月から中労委で和解協議を開始。
差別の是正と償いを求め全面一括解決を要求

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2007年5月

遠隔地配転・転籍・偽装請負・違法派遣

違法やめさせ権利守ろう

東芝はパソコン、複写機、家電製品、電力機器の製造を中国など海外の新設工場に移し、東芝家電製造(株)大阪工場の閉鎖、東芝テック秦野工場の東芝家電社への移管、同三島工場では管理職の早期退職募集、東芝青梅工場のパソコン製造部門の閉鎖・製造請負会社の雇い止めなど、雇用不安にさらされる事態が次々と起こっています。

神奈川と大阪の労働局が東芝に偽装請負の是正指導

東芝の職場を明るくする会は、昨年8月から神奈川労働局や厚生労働省に「偽装請負と違法派遣の是正指導を求める要請」行動をおこなってきました。

その結果、県内の各工場に立入検査がおこなわれ京浜事業所(電力機器・横浜市)では、長期間の偽装請負が派遣契約に切り替えられました。

「厚生年金に加入できて良かった。派遣契約は不安だ。継続雇用・直接雇用を保障してほしい。賃金・一時金格差も圧縮してほしい」という要求の実現をめざして引き続き取り組んでいます。

大阪労働局は、07年3月29日、東芝家電製造大阪工場(03年までは東芝大阪工場)に対して「派遣法

に違反した偽装請負であり是正せよ」と指導しました。これに対して東芝家電社は「労働局の指導に従い対応する。派遣社員は150人おり雇用の安定化を図る方向で検討する」と答えています。

人間らしく働くために… 共同声明



左から、小森彦さん(武庫川ユニオン東芝分会代表) 大野秀之さん(キャノンユニオン宇都宮支部長) 吉岡力さん(松下プラズマ偽装請負争議原告) 矢部浩史さん(光洋シーリングテクノ分会代表) (写真:松下プラズマ偽装請負・吉岡さんのブログより)

東芝深谷工場の液晶開発技術者



重光さんの過労うつ病解雇裁判にご支援を

同僚が2人も自殺に追い込まれた職場で、液晶の新製品開発技術者として働いていた重光由美さんは、過労死ラインをこえる長時間残業・過重労働を何ヶ月も繰り返すなかで「うつ病」になってしまいました。

重光さんが、「過労うつ病・労災」を熊谷労基署に申請したところ、東芝は休職期間満了を理由に解雇しました。

7月23日の裁判に傍聴を 東京地裁 710法廷

5月14日 原告・重光さん証人尋問 10~12時
会社側(F課長)証人尋問 13時半~
7月23日 原告側・天笠医師証人尋問 13時半~16時

生活守るため 正規も非正規も 声をあげ 立ち上がろう

労働局に申告した5名の労働者は、大阪労連北摂津地域労組や武庫川ユニオンに加入し「私たちは、5年、11年と東芝の職場で偽装請負で働いてきた。解雇は許せない。東芝は直接雇用すべきだ」と要求してたたかっています。

東芝・キャノン・松下・トヨタ系の職場で働く労働者は、手を組み共同声明を発表し「おかしいことは、おかしいといえる社会にするために、ともに立ちあがろう」と呼びかけています(写真上)。

大阪から愛知工場への遠隔地転勤、東芝グループ会社への出向や転籍については、本人の要求を尊重させましょう。労働協約や労働基準法・派遣法などの法律を活用して、会社の違法な犠牲押しつけをはねかえし、労働者としての権利を守りましょう。

東芝家電社への直接雇用を求める非正規の仲間のたたかいと連帯し、声をあげ、人間らしく、まともに生活できる仕事と賃金を勝ち取りましょう。